

## 強い経営体育成支援事業実施基準

強い経営体育成支援事業補助金交付要綱及び同実施要領に基づき実施する事業について、適正な実施を図るための採択基準等を次のとおり定める。

### 1 補助事業における採択基準

- (1) 発展計画において、事業内容と補助対象となる内容が整合していること。
- (2) 導入する機械及び施設の規模・性能が、その事業内容から判断し、適正なものであること。

### 2 補助事業内容及び補助対象経費

交付要綱別表2の詳細は下記のとおりとする。

#### (1) 生産の効率化及び農産物の高品質化に要する経費

##### ア 農地及び農道等の造成・整備・改修に要する経費

農地の新規開墾及び造成、園地周辺に位置する山林の環境整備（樹木の伐採等）、園内道、単軌道、排水路、灌水設備（水源含む）の整備・改修、傾斜の緩和、果樹棚、進入道、駐車場、ICTシステム及び鳥獣被害防止施設（侵入防止柵）の整備・改修等に要する資材費及び工事費（外注費を含む）。

ただし、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等の関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数。以下同じ。）が3年未満の減価償却資産の取得経費は補助対象経費から除く。

##### イ 農業機械及び施設の導入・整備・改修に要する経費

###### (ア) 農業機械

購入費（本体及び付属品を含む）、設置工事費（外注費を含む）及びリース料。

ただし、耐用年数が3年未満の減価償却資産の取得経費は補助対象経費から除く。

なお、農業機械にはフォークリフト、バックホウ及び運搬車両等の汎用性の高い機械も含む。

###### (イ) 農業施設

施設取得費、資材費及び工事費（外注費及び地盤改良並びに電気工事等の附帯工事費を含む）。

ただし、耐用年数が3年未満の減価償却資産の取得経費は補助対象経費から除く。

なお、農業施設には農業倉庫を含み、その新設・増築・改修に要する経費（施設取得費、資材費及び工事費（外注費を含む）も補助対象経費

とする（ただし、耐用年数が3年未満の減価償却資産の取得経費は補助対象経費から除く）。

ウ 新品種・新技術の導入に要する経費

地域において普及が進んでいない新品種・新技術の実証に係る資機材等の導入に要する経費（必要最低限の経費に限る）。

エ その他発展計画で必要と認められた経費

上記アからウに該当しない取組に係る経費のうち、発展計画において必要と認められた経費

ただし、耐用年数が3年未満の減価償却資産の取得経費は補助対象経費から除く。

(2) 遊休農地を買い入れ又は借り入れた場合の土壌改良に要する経費

事業主体又は事業主体の構成員が所有権又は5年以上の賃借権若しくは使用貸借権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定される農地中間管理機構（以下「機構」という。）から借り受けた場合は、機構が同法第2条第5に規定される農地中間管理権を5年以上取得した上で転貸されれば、5年以上の賃借期間とみなす。）を取得した遊休農地（農地法第32条第1項第1号または第2号に規定される農地）の土壌改良経費。

(3) 労働力の確保に要する経費

(協業組織・農業法人)

ア 雇用労働確保のための宿泊施設、事務所、休憩所、トイレ、駐車場及びその他職場環境の向上に資する施設及び設備の導入・整備・改修に要する経費（施設取得費、資材費及び工事費（外注費を含む）を含む）。

ただし、耐用年数が3年未満の減価償却資産の取得経費は、補助対象経費から除く。

イ 関係法令の遵守のために具備すべき設備の導入・整備に要する経費

ウ 上記アからイによる導入・整備・改修と一体的に行う付帯設備の導入・整備に要する経費。

ただし、導入・整備・改修を行う施設と一体となっていない付帯設備（持ち運び可能な設備等）の導入・整備経費及び耐用年数が3年未満の減価償却資産の取得経費は補助対象経費から除く。

(モデル経営体)

ア 雇用労働確保のための宿泊施設、事務所、休憩所、トイレ、駐車場及びその他職場環境の向上に資する施設及び設備の改修に要する経費（施設取得費、資材費及び工事費（外注費を含む）を含む）。

ただし、耐用年数が3年未満の減価償却資産の取得経費は、補助対象経費から除く。

イ 関係法令の遵守のために具備すべき設備の導入・整備に要する経費

ウ 上記アからイによる改修と一体的に行う付帯設備の導入・整備に要する経

費。

ただし、改修を行う施設と一体となっていない付帯設備（持ち運び可能な設備等）の導入・整備経費及び耐用年数が3年未満の減価償却資産の取得経費は補助対象経費から除く。

(4) 自ら生産した農産物を主な原料とした加工品の創出に要する経費

ア 加工施設及び機械の整備・改修・導入に要する経費

(ア) 加工施設

施設取得費、資材費及び工事費（外注費及び地盤改良並びに電気工事等の附帯工事費を含む）

ただし、耐用年数が3年未満の減価償却資産の取得経費は、補助対象経費から除く。

なお、加工施設には衛生・労働環境整備に係る施設を含む。

(イ) 加工機械

機械購入費（本体及び付属品を含む）、設置工事費、資材費及びリース料。

イ 委託加工の試行並びにパッケージの試作及びデザイン等に要する経費

業者への外注費、専門家のアドバイスを受けるために支払う旅費及び謝金並びに食品衛生管理に必要な資格・認証（HACCP等）の取得に要する経費。

ウ その他発展計画で必要と認められた経費

上記アからイに該当しない取組に係る経費のうち、発展計画で必要と認められた経費

(5) 輸出及び新規販路開拓等の販売促進に要する経費

ア 販売促進ツールの作成・導入及びオリジナル包装資材の作成に要する経費  
専門事業者への外注費、印刷製本費、リース料及び資材費並びに専門家のアドバイスを受けるために支払う旅費及び謝金。

イ 営業活動に要する経費

販路拡大のための営業活動に係る旅費及び商談会等への出展料。

ウ 各種認証制度の認証等に要する経費

G A P、特別栽培農産物認証及び地理的表示保護制度等の認証取得に必要なとなる研修受講料、旅費、手数料及び申請書類作成外注費。

エ その他発展計画で必要と認められた経費

上記アからウに該当しない取組に係る経費のうち、発展計画で必要と認められた経費

(6) 人材育成

ア 営業、企画及び総務等の活動を担う人材の雇用に要する経費

新規雇用者へ支払う賃金等

なお、新規雇用者とは雇用期間が1年以上かつ週あたりの勤務日数が週5日以上勤務の雇用計画に基づき新たに雇用した者を指す。

イ 組織強化のための経営、企画及び税務等の専門家相談等に要する経費  
経営、企画及び税務等に関するアドバイスを受けるための専門家への謝金  
及び旅費並びに組織構成員の経営管理・企画能力の向上に係る研修受講及び  
資格取得に係る旅費、研修受講料、手数料及び謝金。

(7) 上記(1)～(6)に附帯する振込手数料

3 その他

土地及び農地の取得費は補助対象経費としない。

附 則

1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

2 改正前の基準の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。